

核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから73年目になります。

この地球上から核兵器をなくすことは、原爆被害者の悲願であり、今、核兵器廃絶を目指す潮流は、大きく強くなってきています。

その一つは、昨年7月、国連で122カ国の賛成を得て、核兵器禁止条約が採択されたことです。条約は、第1条で核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用の威嚇を全面的に禁止しており、画期的な内容となっています。

さらに、この条約採択に際し、世界各国で革新的な貢献をしたとして、昨年12月、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶へ向けての国際的な合意を強く後押しするものです。

日本政府は、この条約に反対を表明していますが、今こそ日本は、唯一の戦争被爆国として地球上の核兵器廃絶に向け、国際間の調整役など主導的役割を果たすべきです。

よって、政府及び国会におかれては、核兵器禁止条約に署名・批准されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年6月25日

長岡市議会議長 丸 山 勝 総

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣